

SOLAR POWER

古河市内における 太陽光発電設備設置にかかる手続きの手引き

令和8年6月 策定

古河市環境課

目 次

1	古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例について	1
(1)	概要	1
(2)	対象となる施設	1
(3)	用語の説明	1
2	抑制区域	2
(1)	自然環境若しくは森林の保全区域又は農業を振興する区域	2
(2)	土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある区域	2
(3)	歴史的又は郷土的な特色を有している区域	2
(4)	地域を象徴する優れた景観を保護する必要がある区域	2
(5)	住居等を目的とした市街化を進める区域とその周辺区域	3
(6)	都市施設の用に供する計画のある区域	3
(7)	市街地開発事業等の予定区域	3
(8)	地元関係者の安全と安心を脅かすおそれがある区域	3
3	事前相談及び協議に係る手続き	4
	〔運用開始までのフロー〕	4
(1)	事前協議	4
(2)	説明会の開催と関係法令の許認可	5
(3)	標識の設置	5
(4)	実施協議等	5
(5)	変更協議・取下げ	6
(6)	協定の締結	6
4	設置工事及び維持管理に係る手続き	7
5	運用等に係る手続き、事業者等変更の手続き	7
6	事業廃止に係る手続き	8
(1)	廃止の届出	8
(2)	撤去の届出	8
7	調査及び報告並びに指導等	8
(1)	調査及び報告	8
(2)	指導又は助言	8
(3)	勧告と是正報告	8
(4)	弁明と氏名等の公表	9
8	〔資料〕却下留保要件/協定書（ひな形）	10

1 古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例について

(1) 概要

地球温暖化対策の観点から、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が全国的に急速に拡大しています。そのため、古河市の良好な景観の形成及び環境の保全を図れるよう、必要な事項を定めることにより、設置に関する様々なトラブルを防止し、市民の安全及び安心並びに良好な居住環境を維持することを目的としています。

(2) 対象となる事業

総発電出力（一団の事業にあっては、それぞれの総発電出力を合算したものとする。以下同じ。）が **10 キロワット以上** で、土地に自立して行う太陽光発電事業が届出対象となります。

※目的（売電、自家消費）や用途（家庭用、事業用）は問いません。

※太陽光発電設備の完成から1年以内に、100m以内に設備を新設又は増設する場合、合算した発電出力となります。

(3) 用語の説明

太陽光発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とするもの（建築物の屋根、屋上若しくは壁面に設置するもの、又は送電に係る電柱等を除く。）をいう。
工事	太陽光発電設備の設置に伴う工事をいう。この場合において、土地の造成、木竹の伐採及び伐根を含むものとする。
太陽光発電事業	古河市内において太陽光発電設備の設置（増設及び改修を含む。）を計画し、又は運用（当該発電した電力を自家消費する場合を含む。以下同じ。）することをいう。
事業者	太陽光発電事業を行い、又は行おうとする者をいう。
管理者	太陽光発電設備及び事業区域を管理する者をいう。
事業区域	太陽光発電事業を行う土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含み、土地の一部にこれらの設備等が設置される場合にあっては、その土地全て）をいう。
一団の事業	一の事業区域の境界から水平距離が100メートル以内の区域に別の事業区域が含まれる場合に、同一の事業者又は複数の事業者が共同して、1年以内に行う太陽光発電事業をいう。
隣接住民	事業区域に隣接する土地の所有者並びに当該土地に存する建築物の使用人及び所有者をいう。
周辺住民	事業区域の境界から水平距離300メートルの区域内までの建築物の使用人及び所有者並びに土地の所有者をいう。
地元関係者	古河市住民自治組織規則（平成20年規則第30号）第5条に規定する自治会長又は行政区長であって、事業区域に係るもの（以下「区長等」という。）並びに隣接住民及び周辺住民をいう。

2 抑制区域

下記に掲げる区域は、自然環境、生活環境及び景観の保全の観点から、太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域として、事業を行わないよう事業者に協力を求めます。

- (1) 自然環境若しくは森林の保全区域又は農業を振興する区域として指定されている区域

区域の名称等	関係法令	確認窓口
自然環境保全区域	茨城県自然環境保全条例	茨城県環境政策課自然・鳥獣保護管理 G
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	古河市環境課
農用地区域、甲種農地、第1種農地又は採草放牧地	農地法、農業振興地域の整備に関する法律	古河市農政課、農業委員会事務局
地域森林計画の対象森林	森林法	古河市農政課

- (2) 土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある区域

区域の名称等	関係法令	確認窓口
河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川法	茨城県境工事事務所河川整備課
地すべり防止区域	地すべり等防止法	茨城県西農林事務所林業振興課
土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	茨城県境工事事務所河川整備課
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	茨城県境工事事務所河川整備課
砂防指定区域	砂防法	茨城県境工事事務所河川整備課

- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域

区域の名称等	関係法令	確認窓口
史跡名勝、天然記念物所在地及び埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	古河市文化振興課

- (4) 地域を象徴する優れた景観を保護する必要がある区域

区域の名称等	関係法令	確認窓口
景観形成重点地区又は景観形成重点路線道路端から 10m 以内の区域	古河市景観条例	古河市都市計画課

(5) 住居等を目的とした市街化を進める区域とその周辺区域

区域の名称等	関係法令	確認窓口
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に定める第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に指定された地区、及び区域界から水平距離 300m 以内の区域	都市計画法	古河市都市計画課

(6) 都市施設の用に供する計画のある区域

区域の名称等	関係法令	確認窓口
都市計画施設の予定区域、地区計画区域	都市計画法	古河市都市計画課

(7) 市街地開発事業等の予定区域

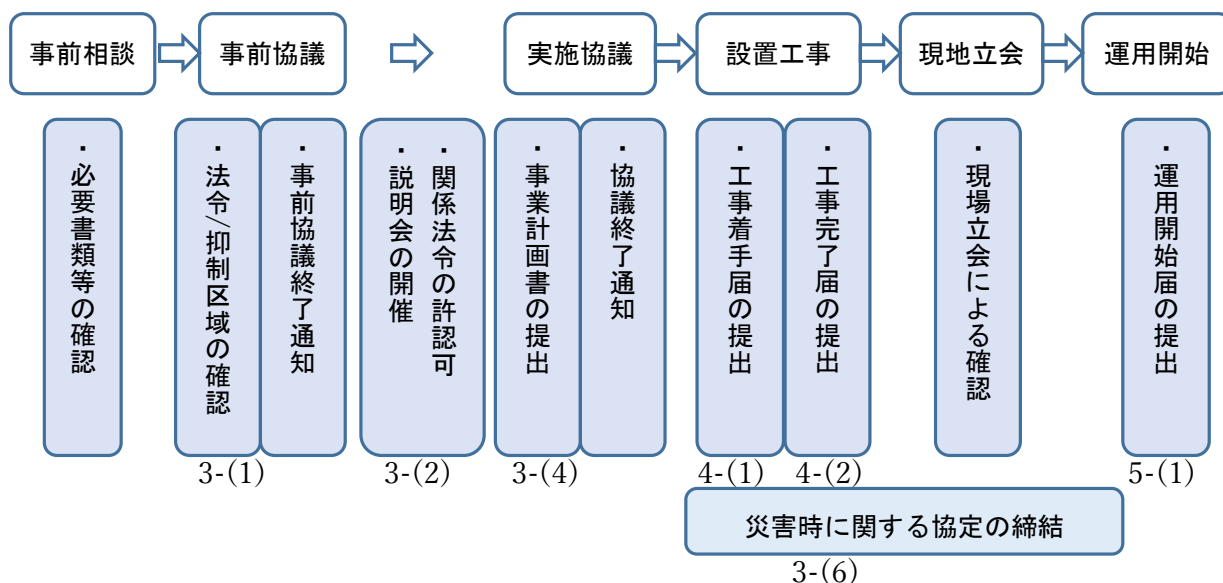
区域の名称等	関係法令	確認窓口
土地区画整理事業区域（位置指定を含む）、市街地開発事業等区域（位置指定を含む）	土地区画整理法 都市再開発法	古河市区画整理課

(8) 地元関係者の安全と安心を脅かすおそれがある区域

本手引き作成時点で市長が指定する区域はありません。

3 事前相談及び協議に係る手続き

〔運用開始までのフロー〕



太陽光発電施設の設置に関しては、都市、農地、森林、環境保全、災害防止、文化財等に関する法令等に基づく様々な規制があります。事業者は、太陽光発電事業を計画する段階で関係する規制等について、所管する国や県、市に確認の上、法令等を遵守してください。

また、事業者は、その事業計画について市と協議を申出なければなりません。協議にあたり一定の要件に該当する場合は、市は申出を却下し、または留保する場合があります（資料 P10 参照）。必要書類や手続きを確認するために、協議に入る前に市担当窓口で**事前相談**をしてください。

(1) 事前協議（原則、窓口のみの受付）

事業者は、太陽光発電事業が下記のいずれかに該当するときは、説明会を行う 60 日前までに、協議を申し出なければなりません。事前協議の内容に変更が生じたときも同様です。

- ① 総発電出力が 50 キロワット以上のもの
- ② 事業区域の総面積が 500 平方メートル以上のもの
- ③ 事業区域内に抑制区域が含まれる場合

様式等

太陽光発電事業事前（変更）協議書（様式第 2 号）

〔添付書類〕 ※図面には方位と縮尺を示してください。

- ・法人登記全部事項証明書又は住民票の写し（3 か月以内に発行されたもの）
- ・案内図（縮尺 1/5000 相当）
- ・公図の写し（事業区域の形状と寸法、杭、地番等）
- ・土地利用計画図（地盤高、接道、緩衝帯及び雨水施設の位置等）
- ・電気設備配置図（太陽光パネル、キュービクル、PCS、蓄電池の位置等）
- ・航空写真公図重ね図（地番等）
- ・説明会範囲図（住宅地図）
- ・市税納付証明書（該当する場合）

	・誓約書兼照会同意書 ・関係法令等チェックリスト（様式第1号）
事前協議終了後、事業者に対して、必要に応じて市の意見を付して事前協議が終了した旨を通知します。	
様式等	太陽光発電事業事前協議結果通知書（様式第3号）

（２） 説明会の開催と関係法令の許認可

事業者は、実施協議及び変更協議を行う前に、事業区域の境界から 300 メートル区域内（発電出力が 50 キロワット未満の低圧の場合には 100 メートル）の住民等及び隣地地権者を対象に、説明会を開催し、太陽光発電事業に理解を得られるよう努め、その結果を市に報告しなければなりません。	
また、事業者は、説明会の開催前に、市及び区長等に対して、説明会の日時、場所、事業の概要を報告しなければなりません。	
様式等	説明会開催（戸別訪問等）報告書（様式第5号）
事業者は、抑制区域にかかる関係法令等について、実施協議の前に許認可を受ける必要があります。	
様式等	関係法令等チェックリスト（様式第1号）

（３） 標識の設置

事業者は、説明会を開催した日から工事完了の日まで、事業区域の見やすい場所に計画の概要を記載した標識を設置しなければなりません。	
記載事項	・太陽光発電事業の名称 ・事業区域に係る土地の地番 ・事業区域の総面積及び総発電出力 ・工事予定年月日 ・工事施工者の名称及び事務所所在地並びに連絡先

（４） 実施協議等（原則、窓口のみの受付）

事業者は、工事に着手しようとする日の 60 日前までに、事業計画書その他必要書類を添付して、協議をしなければなりません。	
様式等	説明会（戸別訪問等）開催報告書（様式第5号） 太陽光発電事業計画書（様式第6号） [添付書類] 別表第4に示す以下の書類 ・公共施設管理者との協議記録（該当する場合） ・境界確認立会申請書の写し（該当する場合） ・法定外公共物占用許可申請書の写し（該当する場合） ・私道管理者の同意書の写し（該当する場合） ・土地の登記事項証明書 ・法人登記全部事項証明書又は住民票の写し（3 か月以内に発行されたもの） ・登記のない借地権等設定契約書の写し（該当する場合） ・土地に付着している所有権以外の権利者の同意書（該当する場合） ・公図の写し（事業区域の形状と寸法、杭、地番等） ・案内図（縮尺 1/5000 相当） ・土地利用計画図（地盤高、接道、緩衝帯及び雨水施設の位置等） ・電気設備配置図（太陽光パネル、キュービクル、PCS、蓄

	電池の位置等) ・航空写真公図重ね図（地番等） ・防草雨水対策図（雨水施設の位置及び種別、防草施工区域） ・断面図（該当する場合） ・承役地の地役権図面（該当する場合） ・説明会開催（戸別訪問等）報告書（様式第 5 号） ・説明会範囲図（住宅地図） ・説明会の写真 ・反射シミュレーション（該当する場合） ・事業スケジュール ・市税納付証明書（該当する場合） ・誓約書兼照会同意書（事前協議で提出していない場合） ・現場写真 ・関係法令等チェックリスト（様式第 1 号） ・製品の仕様書若しくはカタログ又は品質証明書 太陽光パネル、PCS、架台、キュービクル、蓄電池、擁壁、雨水施設、防草シート、人工芝、碎石、ウッドチップ
協議終了後、事業者に対して、必要に応じて市の意見を付して協議が終了した旨を通知します。	
様式等	太陽光発電事業協議終了通知書（様式第 8 号）

（５）変更協議・取下げ

事業者は、協議終了後、実施協議を行う前に当該事前協議の内容に変更が生じたときは、速やかに変更の協議をしなければなりません。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではありません。また、協議終了後に協議を取り下げる場合には、その旨を届出する必要があります。	
様式等	太陽光発電事業計画変更届出書（様式第 7 号） [添付書類] ・条例施行規則別表第 4 のうち変更するもの ※ 軽微な変更 ① 事業区域の面積の縮小 ② 太陽光発電設備の発電出力規模の縮小 ③ 事業者又は管理者が法人である場合は、登記事項の変更（名称又は本店所在地の変更を除く。） ④ その他市長が軽微と認める変更 太陽光発電事業協議取下げ届出書（様式第 4 号）
変更協議終了後、事業者に対して変更協議が終了した旨を通知します。	
様式等	太陽光発電事業協議終了通知書（様式第 8 号）

（６）協定の締結

計画内容の遵守及び環境保全や市民の安全安心を確保するため、太陽光発電事業の運用等に関する協定を、市と締結していただきます。	
様式等	太陽光発電設備の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定書（協定書のひな形を本手引き末巻に掲載しています。） ・太陽光発電施設の維持及び管理に関する事項 ・環境の保全及び公害の防止に関する事項 ・太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置と権利等に関する

	事項等
--	-----

4 設置工事及び維持管理に係る手続き

(1) 工事着手届出書の提出

事業者は、協議終了通知を受けた後に工事に着手することができます。工事に着手するときは、速やかに届け出なければなりません。当該工事を中断し、再開したときも同様です。なお、設置工事にあたっては、別表第1に定める内容に沿って施設を整備するとともに、別表第2のとおり施工する必要があります。なお、事業者による伐採は、着工に該当するので注意すること。	
様式等	工事着手等届出書（様式第9号） [添付書類] ・工事工程表 ・案内図（縮尺 1/5000 相当） ・様式第1号（実施協議に提出したもの） ・様式第1号に掲げる各法令の規定に基づく届出書及び許可書等の写しのうち未提出のもの

(2) 工事完了の届出

事業者は、工事を完了したときは、速やかに届け出なければなりません。当該工事を中断し、再開したときも同様です。なお、工事完了届を受理した後、市が事業者立会のもと現地を確認します。	
様式等	工事着手等届出書（様式第9号） [添付書類] ・看板を映した写真 ・現場写真（施行前・施工後） ・様式第1号に掲げる各法令の規定に基づく届出書及び許可書等の写しのうち未提出のもの

(3) 適正な維持管理

事業者又は管理者は、下記のとおり適正に太陽光発電設備を維持管理するよう努めなければなりません。 1 電気事業法（昭和39年法律第170号）が定める太陽光発電設備の保守点検を行い、必要に応じて設備の更新等速やかに対応すること。 2 一般社団法人太陽光発電協会等が定める「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」を参考にすること。 3 太陽光発電設備が破損したときは、被害を最小限にとどめるよう努めるものとし、速やかに復旧又は撤去すること。	
---	--

5 運用等に係る手続き、事業者等変更の手続き

事業者は、太陽光発電設備の一部又は全部の運用を開始するときは、届け出なければなりません。太陽光発電設備の運用を停止し、再開するときも同様です。なお、事業者は、工事完了から太陽光発電設備の運用を開始するまでに、事業区域内の見やすい場所に看板を掲示しなければなりません。	
様式等	運用開始（廃止）等届出書（様式第10号） [添付書類] ・事業認定書又は発電調整供給契約の承諾書等の写し

	・太陽光発電設備の保守管理契約書の写し ・現場及び看板の写真 太陽光発電設備の管理者等に関する情報（様式第 11 号）
--	--

事業者は、事業譲渡又は組織再編等により、その事業を第三者に承継する場合は、その旨を届け出なければなりません。管理者を変更する場合も同様です。	
様式等	太陽光発電事業変更届出書（様式第 7 号） [添付書類] ・条例施行規則別表第 4 のうち変更があったもの（法人登記、土地登記、市税納付証明、誓約書等）

6 事業廃止に係る手続き

（１）廃止の届出

事業者は、太陽光発電事業の一部又は全部を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の 30 日前までに届け出し、かつ、地元関係者に通知しなければなりません。	
様式等	運用開始（廃止）等届出書（様式第 12 号） [添付書類] ・案内図（縮尺 1/5000 相当） ・現場写真 ・協議終了通知書の写し ・撤去費用積立金の残高を証する書面

（２）撤去の届出

事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、太陽光発電設備を速やかに撤去し、適正に処分するとともに、撤去を完了したときは、その完了の日から起算して 30 日以内に、その旨を届け出なければなりません。	
様式等	太陽光発電設備撤去完了届出書（様式第 12 号） [添付書類] ・撤去後の現場写真 ・その他市長が必要と認める書類

7 調査及び報告並びに指導等

（１）調査及び報告

条例の施行に必要な限度において、市が立入調査等を行う場合があります。事業者は、市の求めに応じて、これに対応するとともに、太陽光発電設備の状況等について速やかに報告しなければなりません。	
様式等	太陽光発電事業状況報告書（様式第 13 号）

（２）指導又は助言

市が事業者等に対して、指導又は助言をすることがあります。事業者等は、内容を確認の上、必要な対応をとってください。	
様式等	太陽光発電事業指導・助言通知書（様式第 14 号）

(3) 勧告と是正報告

事業者が下記事項を行った場合、必要な措置を講ずるよう市が勧告をすることがあります。 事業者は、勧告を受けた場合、是正報告書を提出しなければなりません。 ・事前協議、変更協議、実施協議をしない、又は虚偽の届出をしたとき。 ・説明会の開催を正当な理由なく行わないとき。 ・工事着手届出を行う前に工事に着手したとき。 ・市が求める報告を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告をしたとき。 ・市の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 ・正当な理由なく長期間にわたり、太陽光発電事業が停止しているとき。 ・市の指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。	
様式等	太陽光発電事業改善勧告通知書（様式第 15 号） 太陽光発電事業是正報告書（様式第 16 号）

(4) 弁明と氏名等の公表

勧告を受けた事業者は、市に対して意見を述べる（弁明する）ことができます。下記に該当する場合、事業者名等を市が公表等することがあります。 ・事業者が正当な理由なく勧告に従わないとき。 ・措置の状況について報告する前に同様の事案が生じたとき。 ・勧告を受けた日から 1 年以内に再び勧告を受けたとき。 ・措置の状況が明らかに不十分であり、かつ、改善の見込みがないと認めるとき。	
様式等	弁明の機会の付与通知書（様式第 17 号） 公表に関する弁明書（様式第 18 号）

8 資料

(1) 協議の申出を却下する場合

下記のいずれかに該当するときは、申出を却下する場合があります。

- ① 古河市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 32 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等と関係を有するもの若しくは暴力団等がその事業活動を支配する場合
- ② 太陽光発電事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある場合
- ③ その他市長が必要と認める場合

(2) 協議の申出を留保する場合

下記のいずれかに該当するときは、必要な措置を講じるまでの間、申出を留保する場合があります。

- ① 太陽光発電事業を実施し、太陽光発電設備を適切に維持し、管理するために必要な資力及び信用があると認められない場合
- ② 市税を滞納している場合
- ③ その他市長が必要と認める場合

(3) 協定書（ひな形）

太陽光発電設備の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定書（ひな形）

古河市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、古河市●●●地内において行う太陽光発電事業について、良好な景観の形成及び生活環境の保全を図り、もって市民の安全と安心を確保するため、次のとおり古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例（以下「市条例」という。）第14条に定める協定を締結する。

（基本的事項）

第1条 乙は、既設又は新設に関わらず、「市条例」及び同施行規則に基づいて市に提出した書類に記載の内容を遵守するとともに、この協定書において定められた事項を遵守しなければならない。

2 本協定に定める事項は、特段の定めがある場合を除いて、乙から事業を承継した者に対して効力が及ぶものとする。

第2条 乙は、自ら運用する既設の太陽光発電設備について、市条例第4条及び本協定で定める内容を適用することを承諾する。

第1章 太陽光発電設備の運用に関する事項

（景観等の保持等）

第3条 乙は、事業実施のための工事着手後又は事業開始後に、周辺の土地利用形態が設置前と異なる状態になった場合においても、景観を保持し、周辺の土地及び関係者に対して不利益を与えることのないよう努めるものとする。

（防災施設等の管理）

第4条 乙は、事業の施行により事業周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出、その他災害を防止するため、都市計画法、森林法、その他関係法令の規定に準じた措置を講ずるものとする。2 乙は、設置する調整池、防災施設、擁壁、のり面等（以下「防災施設等」という。）について、常に細心の注意を持ってその維持管理を行うこととする。

3 乙は、防災施設等に異常を探知したときは、直ちにその状況を甲、地元関係者及び関係機関に通報するものとする。

（発電設備等の管理等）

第5条 乙は、太陽光発電設備について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定の際に定めた保守点検及び維持管理計画に従い、確実に保守点検及び維持管理を実施し、地震、豪雨、暴風、大雪等の災害（以下「自然災害」という。）に対応できるよう管理するものとする。

2 乙は、前項の規定による保守点検及び維持管理について、その内容を記録・保管し、甲から照会があった場合は、速やかに記録簿等を提示するものとする。

3 乙は、市条例の改正（令和8年7月1日施行）前に設置した太陽光発電設備について、市条例施行規則に定める防草対策を順次施工するものとする。

（公害の防止）

第6条 乙は、太陽電池モジュールの破損及び飛散時における有害物質等の漏えいを防止するため、有害物質等と水及び土壌との接触を回避する措置を講ずるものとする。

2 乙は、施設、装置等から発生する騒音及び振動により、人に不快感を与えたり、物に被害を与えたりすることのないよう適切な措置を講じるものとする。

3 乙は、資材等運搬車輛や重機等を用いる作業を実施するとき（緊急時及び人命の危険を防止するときを除く。）は、事前に甲と協議し、騒音及び振動等の発生抑制に努めるものとする。

4 甲及び乙は、地元関係者から当該事業に起因すると考えられる被害及び障害の申出があったときは、速やかにその状況を調査するとともに、乙は、誠意をもって対応するものとする。

(農薬の使用制限)

第7条 乙は、事業区域内において除草用等として農薬を使用するときは、当該事業区域の立地条件、周辺環境に与える影響等を十分考慮した上で農薬を選定し、使用に際しては、薬剤に明記されている使用法を確認し、用法、用量を遵守するものとする。

(廃棄物の処理及び安全管理)

第8条 乙は、太陽光モジュール等の破損により不要物が生じたときは、速やかに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）及び関係法令に基づき適正に処理するものとする。また、処理を他の者に委託するときは、廃掃法に規定する優良産業廃棄物処理業者認定制度における認定を受けたものを選定するものとする。

2 乙は、前項の処理までに事業区域内に廃棄物を保管するときは、廃棄物が飛散し、又は土壤汚染等が発生しないよう、屋内に保管し、又は遮水性のあるシートで覆う等適切な措置を講ずるものとする。

(関連企業に関する責務)

第9条 乙は、維持管理等を乙以外の者に行わせる場合は、本協定書の規定事項を遵守させるとともに、事業区域内及びその周辺において公害等が発生させないように、積極的な指導及び監視を行うものとする。

第2章 太陽光発電設備の災害時及び廃棄後の措置に関する事項

(災害時の措置)

第10条 乙は、自然災害により太陽光発電設備及び防災施設等が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、人命を最優先するとともに、被害の拡大を防止するよう、直ちに必要な措置を講じ、速やかに甲に状況の報告を行うものとする。

2 乙は、第三者に対して被害を及ぼした場合は、誠実に対応するものとする。

3 乙は、災害時に乙が所有する太陽光発電設備を自立運転に切り替え、その余剰電力について、甲又は近隣住民の要請があった場合は、近隣住民等に対し、無償で発電量に応じて電力を供給するものとする。なお、既存設備については順次実施する。

(連絡体制の整備)

第11条 乙は、通常時及び緊急時の関係機関への連絡体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。また、連絡体制に変更が生じたときは、速やかにその内容を甲に報告するものとする。

(災害時及び廃止後の措置のための費用の確保)

第12条 乙は、災害時の措置並びに発電事業終了後の撤去及び処分を確実に実施するため、原則、太陽光発電設備を設置した費用の額の100分の5以上の額を積み立てるものとする。ただし、関係法令等の改正があった場合は、関係法令等に基づき継続的に資金の積立てを行うものとする。

2 乙は、前項に規定する資金の積立ての状況について、随時、甲の求めに応じて状況を報告するものとする。

3 乙は、前項の報告をしない場合等、甲が積立ての状況を把握する必要がある場合に、直接金融機関に積立ての状況について、照会し、文書で回答を得ることについて同意するものとする。

4 乙は、災害時、事業廃止後又は解散したときに適切な措置を講じず、甲が、周辺住民等の安全及び安心に危機が生じると判断した場合、法が認める範囲内において、甲が乙に代位して、必要な措置を講じることについて同意する。なお、この場合の費用等は乙が負担する。

第3章 その他の事項

(立入調査)

第13条 甲は、この協定に定める事項について、必要があるときは、乙に対し報告を求め、事業区域内に立入調査を行うことができるものとする。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、乙の関係人に提示するものとする。

(違反時の措置)

第14条 甲は、乙が協定に違反したときは、直ちに必要な改善措置を行うよう指示することができるものとする。

2 乙は、前項の指示があったときは、甲の承認を得た上で、速やかに改善措置を実施するものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定による指示に従わない場合は、直ちに経済産業省に違反内容を報告するものとする。

(権利譲渡)

第15条 乙は、当該事業に係る権利を第三者（以下「承継者」という。）に譲渡するときは、事前に承継者に当協定書を提示し、その内容を理解させるとともに、第11条に基づき積み立てた額と同額を承継者に確保させるものとする。

2 乙は、当該事業に係る権利を承継者に譲渡するに先立ち、承継者をして、協定の内容を遵守する旨の書面、承継者が確保した額が確認できる書類、その他市長が必要と判断する書類を甲に提出させるものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項若しくはこの協定に定める事業について疑義を生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(裁判所の合意管轄)

第17条 本協定に関し、紛争が生じた場合は、水戸地方裁判所を第一審裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を所有する。

令和 年 月 日

甲 住所 古河市下大野2248番地
氏名 古河市長 針 谷 力 印

乙 住所
事業者名
代表者名 印

-太陽光発電設備設置に関する市の窓口-

古河市市民部環境課 環境政策係（内線 2242・2244）

TEL 0280（76）1511 / FAX 0280（76）1663

メール kankyou@city.ibaraki-koga.lg.jp